

令和6年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和6年度適正化事業 事業報告

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

概 要

インバウンド対応や交通空白地などタクシー不足が叫ばれる中、タクシー業界は令和6年度もRS（ライドシェア）の動向に憂慮する1年となりました。

神奈川県では運転者の確保に力を注ぎ、横浜地域においては令和6年度中の運転者証交付数は690件（6.74%）増加しています。またNRS（日本型ライドシェア）にも力を入れ、タクシー需要の増加に対応すべく供給を増やす努力を続けてきました。

一方、タクシー運転者の接客等に目を向けると、稼働の増加につれ運送の引受けの拒絶、運送の中断などの苦情が目立ってきたことや、地理に関する試験が無くなった影響なのか、迂回走行や地理不案内など経路に関する苦情が増えていることが懸念されます。

今般、「ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案」が国会に提出されました。

法案がどのような方向に進むか分かりませんが、タクシー業界としては供給の確保、運転者の資質の向上を含め、更なる対応を迫られることになるかもしれません。

当センターでは、公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、令和6年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導をそれぞれ実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。

また、タクシー乗り場周辺等では、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止と指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。

法人タクシー事業者の評価制度においては、利用者の選択性の向上を推進すべく、事業者の評価を行いました。

研修関係業務においては、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づく適正化研修と、関東運輸局から受講命令を受けた運転者等への講習を実施しました。また、特別研修として「外国人旅客接客研修」を実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組み、また、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため指導員を効率的に配置し、規制に係る違反に対し指導を実施した。

さらに、関係機関及び地域住民からの苦情等には迅速に対応し、街頭指導を実施するとともに、必要に応じて各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

東京国際空港（羽田空港）については、定期的に指導員を巡回させ、道路運送法及びタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づく違反等の防止に努めた。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として3回開催した。

街頭指導の実施結果及び各地区の指導状況や実態を報告し、苦情を含めたタクシーに起因する様々な問題について情報を共有しつつ、問題解決のために具体的な対応策を提議し審議を行った。

施策等が効果的に反映されるよう指導重点地区及び指導内容など毎月の指導計画を策定するとともに、審議結果が効果的に反映されるよう、法人事業者及び個人事業者に趣旨徹底を図った。

令和6年度 街頭指導会議 3回 開催

第1回 令和6年7月9日（火）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 8月、9月、10月、11月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

第2回 令和5年11月21日（木）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 横浜駅きた西口タクシー乗り場周辺を「違法付け待ち行為」
規制地区とする提案について
④ 12月、1月、2月、3月の指導計画（案）について
⑤ 各議員からの報告・提案等について

第3回 令和7年3月13日（木）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 4月、5月、6月、7月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

2. センター指導員による街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、主要駅のタクシー乗り場及び繁華街、イベント会場周辺を中心に運送の引受けの拒絶や呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導を実施した。

(2) 規制違反に係る指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違反者に対し指導を実施するとともに、違反点数の累積が、2点以上に達したタクシー運転者に対しては「適正化研修」の受講を求めた。

駅前及び繁華街周辺の規制地区においては、特に夜間帯（22時以降）の稼働鈍化が見られ、滞留時間が長くなった結果「違法付け待ち行為」の指導件数が増加した。

尚、規制地区に対する認識、確認不足等から新人運転者による違反が多く見られた。

また、新デザインの運転者証等の交付数が増えるとともに、表示方法について理解できていない（勝手な解釈を行う）運転者も多く見られるようになり、運転者証に関する指導件数が増加した。

(3) 東京国際空港（羽田空港）における指導

東京国際空港（羽田空港）においては、空港内の運用規程及び運用ルールに基づき、運転者のマナーや資質の向上、定額運賃の正しい適用及び区域外営業などの道路運送法違反の防止を目的とした指導を実施するとともに、令和7年2月1日から導入された待機所から乗り場への新たな移動方法（ショットガンシステム）に伴う運用ルールの周知徹底を図るための街頭指導を併せて実施した。

(4) 利用者及び歩行者の安全確保

Kアリーナにおいては、コンサート開催日の終了時間に合わせ指導員を配置し、違法行為への監視をするとともに、交差点付近から乗車するタクシー利用者及び周辺の車両に対し十分に注意を払うようタクシー運転者への声掛けを行うなど交通安全にも配慮した街頭指導を実施した。

また、横浜市西区 宮谷小学校周辺（スクールゾーン）においては、近隣事業者とともに、街頭指導を実施し、登校する新入学児童を中心とした歩行者の安全確保に努めた。

3. 事業者による街頭指導

(1) 改善重点地区

改善重点地区においては、違反事業者を招集し街頭指導を実施した。

街頭指導実施回数

横浜駅東口	5回（3事業者）
上大岡駅（構内）	0回
川崎駅西口	1回（1事業者）

4. 事業者協力による街頭指導

(1) 宮谷小学校周辺地区

春の全国交通安全運動期間中のスクールゾーン周辺においては、新入学児童の交通安全対策として、近隣の法人タクシー事業者（3事業者）と協力し街頭指導を実施した。〔令和6年4月15日〕

(2) 東京国際空港（羽田空港）

乗り場への新たな移動方法（ショットガンシステム）開始日〔令和7年2月1日〕、運用ルールの変更（待機レーン及び待機方法の変更等）初日〔令和7年3月3日〕に、羽田空港第1タクシー待機所内（神奈川タクシー待機レーン）にて、入構運転者への周知徹底を図るため個人タクシー協同組合（2協組）と協力し街頭指導を実施した。

5. 巡回指導（講習）

事業所等に訪問し、タクシー営業に関わるルールを中心に指導事例・苦情事例などを用いた講習を行い、法令遵守の徹底及び運転者のマナーや資質の向上を図った。

巡回指導（講習）実施実績

実施事業者数	10 事業者
実施日数	16 日
受講者数	461 名

街頭指導取扱実績

指導項目	区分	前年度(令和5年度) 対比		
	令和6年度	件数(構成比)	増減	比率(%)
運送の引受けの拒絶	0 (0.00%)	1 (0.78%)	▼ 1	▼ 100.00%
メーター不使用	3 (2.01%)	4 (3.13%)	▼ 1	▼ 25.00%
メーター操作不適切	0 (0.00%)	3 (2.34%)	▼ 3	▼ 100.00%
不当運賃・料金 收受又は請求	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外営業行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合い行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者乗務証) 不表示・隠ぺい(裏返し)	9 (6.04%)	2 (1.56%)	7	350.00%
運転者証(事業者乗務証) 不携帯	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者乗務証) 偽造(不正表示)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
未登録運転者乗務	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み行為、客引き行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
違法付け待ち行為	48 (32.22%)	19 (14.85%)	29	152.63%
路上待機	13 (8.72%)	14 (10.94%)	▼ 1	▼ 7.14%
指導員に対する暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導無視	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
事業の信用失墜行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
職務に関して著しく不適切な行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)	69 (46.31%)	73 (57.03%)	▼ 4	▼ 5.48%
入構阻害行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
タクシー乗り場入構規制無視	0 (0.00%)	2 (1.56%)	▼ 2	▼ 100.00%
表示関係取扱不適切	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
社名表示・地域表示 不表示	6 (4.03%)	10 (7.81%)	▼ 4	▼ 40.00%
ぐ犯車両	1 (0.67%)	0 (0.00%)	1	—
その他	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
合 計	149 (100.0%)	128 (100.0%)	21	16.41%

違法付け待ち行為（地区別指導件数）

《横浜市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	0	1	1	0	1	0	1	1	0	2	3	1	11
菊名駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市大病院(浦舟町)周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
元町中華街駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄金町駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たまプラーザ駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜駅西口周辺	3	0	4	0	0	1	2	2	2	3	0	2	19
横浜駅きた西口周辺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
横浜駅東口周辺	0	1	1	2	0	1	1	1	0	5	0	0	12
鶴見駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木町駅周辺	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
石川町駅南口周辺	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
関内駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	6	2	1	2	5	5	2	12	4	4	48

《川崎市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《横須賀・三浦市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京急久里浜駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

迷惑行為及び不適切行為（内容別指導件数）

指導内容 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
車外 喫煙	5	6	0	4	2	5	8	4	1	8	6	3	52
車内 喫煙	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	8
立ち小便	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5
ポイ捨て	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	10	3	5	3	5	9	5	1	8	8	4	69

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	3	2	6	2	1	2	5	5	2	12	4	4	48
迷惑行為及び不適切行為	8	10	3	5	3	5	9	5	1	8	8	4	69
タクシー乗り場等入構規制無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	12	9	7	4	7	14	10	3	20	12	8	117

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数 2 点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数 2 点到達者数	2	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	8
適正化研修修了者数	4	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	1	10

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、要望については、電話、インターネット、郵便及び来所による申告を受付け、適切、迅速に対応するとともに、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求めるなど、適正な処理を行った。また、支援サービス業務として、タクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談等に対応した。

1. 苦情・要望関係

令和6年度の苦情取扱件数は、1,144件であった。

取扱件数の内訳は、接客不良が607件で最も多く全体の53.06%を占め、次いで道路上でのトラブル関係182件(15.91%)、迷惑行為78件(6.82%)、運送の引受けの拒絶76件(6.64%)、迂回走行52件(4.55%)の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止と指導に努めた。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた要望については適切に対処し、必要に応じて神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に協力を求めた。
ゴミの投げ捨て等、社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 運転者の指導教育に資するよう、苦情事例に改善策・対応策等を添え、苦情件数と併せて月毎に「相談課からのお知らせ」として事業者に送付した。

2. 支援業務

利用者から寄せられるタクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談について支援業務を行った。

- (1) UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・介護タクシー等をはじめ、タクシーに関する情報収集に努め、タクシー利用に関する問い合わせに適切に対応した。
- (2) 利用者から寄せられる遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等、情報提供に努めた。

3. タクシー事業者管理者研修会の開催

利用者等からの苦情を減らすとともに、利用者利便の向上を図ることを目的として、タクシー事業者管理者研修会を開催した。

センターに寄せられた苦情事例を基に原因を考え、有効な指導・管理方法を紹介した。

・令和7年2月26日(水)	29事業者	42名	参加
・令和7年2月27日(木)	30事業者	36名	参加
合計	59事業者	78名	参加

※参加事業者には、運転者教育用のCD-ROMを配布した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎ 苦情（違法行為・その他）

区 分 項 目	令和 6 年度		前年度(令和 5 年度) 対比	
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率 (%)
運送の引受けの拒絶	76 (6.64%)	90 (7.15%)	▼ 14	▼ 15.56%
運送の継続の拒絶又は中断	44 (3.85%)	36 (2.86%)	8	22.22%
不当運賃・料金 収受又は請求	18 (1.57%)	27 (2.15%)	▼ 9	▼ 33.33%
迂回走行	52 (4.55%)	35 (2.78%)	17	48.57%
接客不良 ※1	607 (53.06%)	659 (52.38%)	▼ 52	▼ 7.89%
区域外営業行為	2 (0.17%)	3 (0.24%)	▼ 1	▼ 33.33%
職務に対して著しく不適切な行為	11 (0.96%)	14 (1.11%)	▼ 3	▼ 21.42%
呼び込み行為、客引き行為	1 (0.09%)	0 (0.00%)	1	—
乗り場関係	8 (0.70%)	5 (0.40%)	3	60.00%
道路上でのトラブル関係	182 (15.91%)	214 (17.01%)	▼ 32	▼ 14.95%
事業者/無線室の対応	27 (2.36%)	49 (3.90%)	▼ 22	▼ 44.90%
迷惑行為（喫煙・ポイ捨て・立小便）	78 (6.82%)	58 (4.61%)	20	34.48%
その他 ※2	38 (3.32%)	68 (5.41%)	▼ 30	▼ 44.12%
合 計	1,144 (100.0%)	1,258 (100.0%)	▼ 114	▼ 9.06%

※1の内容内訳

- ・基本動作（挨拶、目的地・経路確認、精算 等） (252 件)
- ・言動関連（暴言、失礼な発言、タメ口、舌打ち 等） (253 件)
- ・運転関連（運転が荒かった、スピードが怖かった 等） (50 件)
- ・車内関連（車内がたばこ臭い、ラジオがうるさい 等） (21 件)
- ・その他（運転中の通話、機器の操作方法 等） (31 件)

※2の内容例

- ・荒天の日に乗り場にタクシーがない
- ・介護タクシーに関する苦情
- ・トイレの無断使用
- ・アプリシステム関係（ピンの位置のずれ、キャンセル、経路）
- ・内容が確認できないもの 等

🚻 障がい者関連の苦情（主な内容例）

- ・ 盲導犬を連れての乗車だったが、扉が開くなり「犬かよ」と言われ不快だった。
- ・ 降車時に障がい者手帳を出すと、「あー遅かった。精算しちゃった」と言われ割引してもらえなかった。
- ・ 障がい者手帳を見せると、「俺は割引やっていない」と言われ割引してもらえなかった。
- ・ 妻が車いすを利用しているのを見て、「車いすごと乗れるタクシーがあるのに」と言われ不快。領収証も無言で渡された。
- ・ 障がい者手帳をドラレコカメラに写すように言われた。個人情報なのに問題だ。
- ・ 電動車いすで JPN タクシーに乗車しようとしたら、「できない」と言われ乗車拒否された。

◎ 要望（主な内容例）

- ・ 料金改定後、子育てタクシーの迎車 500 円、時間指定 500 円となり、毎日の事なので利用しやすい料金にして欲しい。
- ・ 福祉券利用の際に領収証が出ないが、どの車に乗ったか分かるようにして欲しい。
- ・ 東戸塚駅西口はいつもタクシーがないのもっと台数を増やして欲しい。
- ・ 早朝予約がなかなか取れないので改善して欲しい。
- ・ 横浜駅西口タクシー乗り場に付ける台数を 1 台から 2 台にして欲しい。
- ・ センターも事務仕事だけでなく、モニターとして実際にタクシーに乗り、実態を調査して事業者を公平に評価して欲しい。
- ・ JPN タクシーの運転者は、車いすでの乗車にきちんと対応できるようにして欲しい。

◎ 問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約・迎車関連	168	28.43%
割引及び福祉券・チケット関連	10	1.69%
料金関連	71	12.01%
領収書関連	32	5.41%
事業者関連	30	5.08%
ミニバン・UDタクシー・福祉車両関連	1	0.17%
忘れ物関連	184	31.13%
その他 ※3	95	16.08%
合 計	591	100.00%

※3の主な内容

- ・アプリ関連のルール
- ・運転者登録関係
- ・利用したタクシーの乗車区間・時間
- ・陣痛タクシーを行っている事業者
- ・利用したタクシーのインボイス登録番号
- ・横浜地域（京浜交通圏）以外の苦情・連絡先等
- ・警察からの問い合わせ
- ・タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴証明書
- ・運転者からの問い合わせ、相談

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

令和5年度の優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布し選択性の向上を推進した。

- ・優良事業者数 99社（99事業者の内）
- ・車 両 数 6,402両

《 タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴証明書の発行 》

タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴を運転者本人の申請により発行した。

- ・発 行 件 数 90件

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令研修・命令講習については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅行客に対する接客向上を目的に、「外国人旅客接客研修」を特別研修として実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象として、新規講習の2日目、3日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接客を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、受講者は10名であった。

2. 命令研修

道路運送法第27条第3項の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象とするが、受講者はなかった。

3. 命令講習

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象として実施し、受講者は1名であった。

4. 特別研修

タクシー運転者の資質向上の一環として外国人利用者に対しての接客向上を目的として、「外国人旅客接客研修（英語コース・初級）」を開催し23名が受講した。

研修は専門の講師を迎えての3時間からなる内容で、テキストを中心に、挨拶をはじめ、施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点など、タクシー営業に必要となる基本的な事柄について、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、実際の接客を想定したロールプレイングを交え実施した。

研修関係業務実績

項目	区分	令和6年度	前年度(令和5年度)対比		
		受講者数	受講者数	増減	比率(%)
適正化研修		10	7	3	▼ 42.86%
命令研修		0	0	0	—
命令講習		1	0	1	—
特別研修 (外国人旅客接客研修)		23	47	▼ 24	▼ 51.06%
合計		34	54	▼ 20	▼ 37.04%

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、安全性を確保するためタクシー乗り場施設の点検、補修、清掃を行い維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業計画に伴うゆめが丘駅タクシー乗り場の新設に協力し、令和6年6月11日より運用を開始した。
- (2) 新百合ヶ丘駅南口一般タクシー乗り場、縁石による段差があり、利用者の安全性重視のため廃止。直前にあるバリアフリーのUDタクシー乗り場に移設し、一般UD兼用タクシー乗り場として、令和6年6月13日より運用を開始した。
- (3) 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業に伴う横浜駅きた西口タクシー乗り場の新設に協力し、令和7年3月3日より運用を開始した。
- (4) 戸塚駅東口駅前広場再編成計画に伴う戸塚駅東口タクシー乗り場の移設に協力し、令和7年3月31日より運用を開始した。
- (5) 都市計画道路長津田駅南口街路整備事業に伴う長津田駅南口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。(平成26年より横浜市道路局との協議を開始、整備事業は令和9年度内に完了の予定)
- (6) 向ヶ丘遊園駅北口再整備事業に伴うタクシー乗り場移設に対し、積極的に参画した。(平成29年より川崎市まちづくり局との協議を開始、再整備事業は令和7年度末に完了の予定)
- (7) 登戸駅前区画整理事業に伴うタクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。(平成29年より川崎市まちづくり局との協議を開始、区画整理事業は令和7年度末に完了の予定)
- (8) 京急川崎駅周辺地区都市地盤再整備事業に伴うタクシー乗り場新設に対し、積極的に参画した。(令和6年より川崎市まちづくり局との協議を開始、再整備事業は令和9年度末に完了の予定)
- (9) 横須賀中央駅前若松町1丁目地区市街地再開発事業に伴うタクシー乗り場の上屋標識の一時撤去等に対し、積極的に参画した。(令和5年より若松町1丁目地区市街地再開発組合との協議を開始、再開発事業は令和11年度内に完了の予定)

2. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 新百合ヶ丘駅南口一般UD兼用タクシー乗り場に一般タクシー乗り場よりベンチを移設した。〔令和6年6月12日〕

- (2) 新綱島駅タクシー乗り場に上屋を設置した。〔令和6年7月10日〕
- (3) 上大岡駅ビル構内タクシー乗り場入構路に商業施設冷却用配管を保護する防護柱及びポストコーンを設置した。〔令和6年7月29日〕
- (4) 横浜駅きた西口タクシー乗り場に上屋を設置した。〔令和7年2月18日〕
- (5) 戸塚駅東口タクシー乗り場に上屋を設置した。〔令和7年3月19日〕
- (6) 戸塚駅東口タクシー乗り場の移設に伴い、タクシー待機場からタクシー乗り場を視認できない状況が生じるため、タクシー乗り場上屋に車両感知センサーを、タクシー待機場にLED点灯器を設置し、LEDの明滅によりタクシー乗り場の待機の有無を確認できるようにした。〔令和7年3月26日〕

3. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) 上屋・ベンチ・標識の点検作業を実施したタクシー乗り場
 - ① 横浜市内70箇所、川崎市内16箇所、横須賀市内13箇所
- (2) 上屋等の清掃及び補修工事を実施したタクシー乗り場
 - ① 新羽駅タクシー乗り場（上屋）
 - ② 鴨居駅タクシー乗り場（上屋）
 - ③ 十日市場駅北口タクシー乗り場（上屋）
 - ④ 長津田駅南口タクシー乗り場（上屋）
 - ⑤ 洋光台駅タクシー乗り場（上屋）
 - ⑥ 本郷台駅タクシー乗り場（標識）
 - ⑦ 大さん橋タクシー乗り場（標識）
 - ⑧ 赤レンガタクシー乗り場（標識）
 - ⑨ リドレ横須賀タクシー乗り場（標識）
 - ⑩ 柿生駅タクシー乗り場（標識）
 - ⑪ 上大岡駅ビル構内タクシー待機場（防護柱）
- (3) 区画線の補修を実施したタクシー乗り場・タクシー待機場
 - ① 十日市場駅北口タクシー待機場
- (4) 固定式ベンチを設置したタクシー乗り場
 - ① 新百合ヶ丘駅南口一般UD兼用タクシー乗り場
- (5) 上屋・ベンチ・標識の撤去を実施したタクシー乗り場
 - ① 新百合ヶ丘駅南口一般タクシー乗り場
- (6) 可動式ベンチの撤去を実施したタクシー乗り場
 - ① 上永谷駅タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い適正な予算の執行に努めるとともに、必要に応じて諸規程の改程を行った。また、職員の資質の向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

令和6年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 …………… 4回 開催

第1回 令和6年6月10日(月)

- 議 題
- ・令和5年度 事業報告及び収支決算等について
 - ・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について

第2回 令和6年12月13日(木) 書面決議による

- 提案事項
- ・タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程の一部変更について

第3回 令和7年2月5日(水) 書面決議による

- 提案事項
- ・評議員の推薦に関する件
 - ・評議員選定委員(外部委員)の選任に関する件
 - ・適正化事業諮問委員の選任に関する件
 - ・登録諮問委員の選任に関する件

第4回 令和7年3月10日(月)

- 議 題
- ・令和7年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 - ・令和7年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 - ・令和7年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
 - ・令和7年度 登録事業A 事業計画及び収支予算について
 - ・令和7年度 登録事業B 事業計画及び収支予算について
 - ・評議員選定委員の選任について
 - ・登録諮問委員の選任について
 - ・就業規則等の改正について

(2) 評議員会 …………… 2回 開催

第1回 令和6年6月26日(水)

- 議 題
- ・令和5年度 事業報告及び収支決算等について

第2回 令和7年3月21日(金) 書面決議による

- 提案事項
- ・計算書類等の承認の件

- (3) 評議員選定委員会 1回 開催
 第1回 令和 7年 2月 26日 (水)
 議 題 ・評議員の解任及び選任について
- (4) 適正化事業諮問委員会 2回 開催
 第1回 令和 6年 6月 7日 (金)
 議 題 ・令和5年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
 ・令和5年度 試験事務 事業報告及び収支決算等について
 第2回 令和 7年 3月 7日 (金)
 議 題 ・令和7年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 ・令和7年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 ・令和7年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
- (5) 街頭指導会議 3回 開催
 開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。
- (6) タクシー事業者評価制度委員会 1回 開催
 第1回 令和 6年 5月 27日 (月)
 議 題 ・令和5年度 法人タクシー事業者評価について

2. 委員等の変更

令和6年度において、次の通り変更があった。

評議員

御代田 晃一	退任	令和 7年 2月 26日
田 邊 和 男	退任	令和 7年 2月 26日
香 田 裕 明	新任	令和 7年 2月 26日
安 部 廣 行	新任	令和 7年 2月 26日

評議員選定委員

石 橋 廣	退任	令和 7年 2月 5日
御代田 晃一	退任	令和 7年 3月 10日
永 島 和 弘	新任	令和 7年 2月 5日
香 田 裕 明	新任	令和 7年 3月 10日

適正化事業諮問委員

近藤 浩行	退任	令和 6年 3月 31日
小松 実	退任	令和 7年 2月 5日
越地 稔	新任	令和 7年 4月 1日
坂本 好輝	新任	令和 7年 2月 5日

3. 組織運営

限られた人員において効率的に業務を遂行するため、職員の配置を見直すとともに、他の事業も含めた業務間の応援・協力を的確に行なうことができるよう互いに他部署の業務状況の把握に努め、タクシーセンター全体での連携を強めた。

また、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

4. 規程類の改訂等

:『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』の一部改訂

- ① 利用客増加によるタクシー供給不足を防ぎ利用者利便を確保するために、「横浜駅西口タクシー乗り場」、及び「新横浜駅タクシー乗り場」における【タクシー乗り場入構規制（末尾番号による入構規制）】の停止期間を暫定的に一年間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）延長するため。
- ② 横浜駅西口（きた西口）に新たなタクシー乗り場を設置することに伴い、横浜市長と当センター会長との間で交わされた確認書（平成28年2月）に基づき、乗り場周辺を【違法付け待ち行為規制地区】とするため。

:『就業規則』の一部改訂

- ① 定年年齢を60歳から65歳に引き上げるため。
- ② 感染症の療養のための休暇の規定を加えるため。

:『嘱託員に関する就業規則』の一部改訂

就業規則の定年年齢の引き上げに伴い、規定の整合性を取るとともに、時代にそぐわない条項等を変更・削除するため。

:『定年退職後雇用する嘱託員の取扱い内規』の一部改訂

就業規則の定年年齢の引き上げに伴い、規定の整合性を取るとともに、時代にそぐわない条項等を変更・削除するため。

:『退職金支給規程』の一部改訂

定年年齢の引き上げに伴い、改訂前から就業している職員に不利益を生じさせないようにするため。

5. 職員の資質の向上

情報を共有することなどにより業務に関連する知識の向上を図るとともに、来訪者への対応やマナー等の向上に努めた。

6. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情の受付を行い利用者の利便の向上を図るとともに、講習の予約状況を常に更新し、事業者の利便の向上を図った。

7. 災害対策、感染症対策

災害時における職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等の拡充・更新を行い、災害の発生に備えた。

新型コロナウイルス等の感染症については、職員に対して注意を促し、感染リスクの軽減に努めた。